

# 博士学位論文審査要旨

申請者：都築則幸

論文題目：旧制中学校における古典教育の変遷—教科書・教育言説を中心に—

申請学位：博士（教育学）

審査員：主査 大津雄一 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 博士（文学）

副査 田淵句美子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 博士（人文科学）

副査 幸田国広 早稲田大学教育・総合科学学術院教授 博士（教育学）

副査 八木雄一郎 信州大学准教授 博士（教育学）

※2022年3月22日、Zoomによる公開発表会において審査した。

## 1 本論文の目的

二〇二二年度から、改訂された「高等学校学習指導要領」に基づいた教育が開始される。国語科は科目が大幅に再編され、変化の時を迎える。これを機に国語教育について議論が活発になった。「文学教育」の「後退」の是非についての議論が主流であったが、リテラシー教育を重視する立場からの「古典不要論」も主張された。実際に、「古典」は多くの高校生にとって魅力の乏しい科目になっている。我が国の伝統的言語文化に対する理解を深めるという目標が生徒の知的欲求とは一致せず、また一方的な知識の教授に陥りがちである。このような古典教育の抱える問題は、明らかに昭和戦前からのものであり、現在の古典教育の問題を解決するためには、その来歴を認識しておく必要があるのだが、その基礎的研究はまだ十分であるとは言えない。

本論文は、旧制中学における古典教育の具体的な変遷を、法令だけではなく、教科書の緒言や凡例、作品の収録状況、教育雑誌などの言説を分析することによって明らかにし、同時に現在の古典教育のあり方やその意義について考察する際の歴史的、学術的視座を構築しようとしたものである。

## 2 本論文の構成

本論文は、第一章から第三章で明治期から大正期、昭和戦前期における古典教育の展開を明らかにし、第四章、第五章では明治期から昭和戦前期における国文学史教育の展開を明ら

かにする。そして、第六章から第八章では、具体的な古典の教材化の経緯を論じる。さらに第九章では戦前における古典教育の工夫の一端を論じる。最後に諸資料を収める。目次は以下の通りである。

序章 研究の目的・意義・方法

第一章 雑誌記事から見る明治期の古典教育

第二章 雑誌記事から見る大正期の古典教育

第三章 雑誌記事から見る昭和戦前期の古典教育

第四章 明治期における国文学史教育

第五章 大正・昭和戦前期における国文学史教育

第六章 明治後半から大正初期における中古文教材―教科書の収録状況を中心に―

第七章 「説話文学」教材の変遷―教材としての原点とその展開―

第八章 『平家物語』『木曾の最期』教材化の変遷

第九章 戦前における古典教育の方法―伝統的な言語文化をどう教えたのか―

終章 本研究の成果と課題

初出一覧

〈参考資料1〉旧制中学校・師範学校「国語」科「講読」に関連した諸法令について

〈参考資料2〉国文学史教科書端書一覧

〈参考資料3〉中古文収録状況一覧（明治三三年から昭和五年）

### 3 本論文の概要

本論文の概要は以下の通り。

序章 研究の目的・意義・方法

第一章 雑誌記事から見る明治期の古典教育

明治初期における古典教科書のさきがけとして『本朝文範』『和文読本』といった教科書が発行されるが、これらの教科書は文範（文章の模範）として用いられていた。しかし、明治三四年に制定された「中学校令施行規則」前後から古典教育の目的に変化が見られるようになる。「中学校令施行規則」では、講読の内容が近古文（中世文学）までと制限されることになった上、講読から除外された中古文（中古文学）や上古文（上代文学）は、新たに学科目として設定された国文学史で教授されることとなった。そして、教科書に収録される現代文が多くなってくると、文範を示すことを目的としていた古典教育の役割は、徐々に国民

常識を教授するものへと変化していった。また、高等学校など上級学校への入学試験では古典が多く出題されるため、上級学校へ進学を希望する生徒にとって古典を学ばないという選択肢はなかった。近代における古典教育の始まりは、このような状況から生み出されていた。

## 第二章 雑誌記事から見る大正期の古典教育

明治期、「中学校令施行規則」や「中学校教授要目」といった法令が整備され、徐々に国語の教科内容やそれに準じた教科書の編纂方法が確立していったが、大正期は教科内容に直接関係してくる法令の改定はなく、法令を見るだけでは古典教育について何も進展がなかったように見える。しかし、例えば学科目として廃止された国文学史は講読の教科書にその内容が見え、講読の授業の中で国文学史が取り扱われるといった状況が見られる。法令の上では昭和六年の「中学校教授要目」改定で、突如国文学史が教育内容として復活したように見えてしまうが、実際は明治、大正と国文学史教育は脈々と続いており、大正期は昭和戦前期における古典教育の基礎が作られた状況が浮かび上がってくる。

また、大正期の古典教育はその目的として、国民精神の涵養という点を明確に示していくことが挙げられる。それは第一次世界大戦や関東大震災といった社会的な出来事からも影響を受けているが、大正期、国語教育の中心であった現代文教育への反動といった形で古典教育が促進されていく点については見逃すことができない。大正末、「師範学校教授要目」が改定され、師範学校では中古文や上代文が何の制限もなく扱えるようになったが、こうした流れが昭和戦前期の古典教育の状況につながっていく。

## 第三章 雑誌記事から見る昭和戦前期の古典教育

昭和戦前期は、時局の「役に立つ」古典教育を具現化していった時期となる。昭和戦前期、大正期までは教育的配慮によって国文学史の一部でしか扱われてこなかった『源氏物語』が小学校の第四期国定教科書『小学国語読本』（「サクラ読本」）に収録されるといった事態が生じる。しかし、「サクラ読本」に収録された『源氏物語』は改作ともいえるような内容であり、それはそれまでの古典教育の根本にあった原文主義を無視した、作品と教材とを明確に区分した出来事でもあった。

また、『源氏物語』と同様に『万葉集』も時局に「役に立つ」古典として教材化が進められていった。例えば、中等学校の国定教科書として発行された「中等国文」の各巻の巻頭には『万葉集』の代表歌が収録されており、国民精神を象徴する教材として扱われている。しかし、一般大衆にとってみれば、『万葉集』を読むこと自体が目的になることはなく、『万葉集』が示すその精神の要点さえ理解しておけば、実生活の「役に立つ」古典の理解は十分であった。国語教育者や国文学者が考える古典教育の目的とは、本質的な部分で国民精神が涵養されることにあったが、戦前における「役に立つ」古典の行き着く先は上辺だけの古典理

解に終わったのである。

#### 第四章 明治期における国文学史教育

明治三四年「中学校令施行規則」、明治三五年「中学校教授要目」から法令に示された国文学史に着目し、どのような事情から国文学史が旧制中学校のカリキュラムとして組み込まれるようになったのか、その点について明らかにした。国文学史教育の初期の目的としては文体の変遷を学ぶことが挙げられるが、明治三四・三五年を起点に国文学史が徐々に国民精神・国民思想の変遷を学ぶものへと変化していった状況がある。学科目としての国文学史は、師範学校では明治四〇年「師範学校規程」から、中学校では明治四四年「中学校令施行規則」「中学校教授要目」改正によって、法令から消えることになる。しかし、上代文や中古文の教授は国民思想の変遷を理解するために必要なものであり、国文学史が法令から消えたといっても、その教育的意義は失われていなかった。中等教育における国文学史教育は大正一四年「師範学校教授要目」改正、昭和六年「中学校教授要目」改正によって再び法令にその名を見せるようになるが、国文学史教育は大正期も継続していくことになる。

#### 第五章 大正・昭和戦前期における国文学史教育

大正期、現代文教育が推進されるのに対して、古典教育はその勢いを失っていく。明治末、法令の上では教授されないことになった国文学史の内容は、大正期、講読の教科書にその内容が組み込まれていくことになる。また、大正四年に発行された『中等国語読本』では「上級の国語」は古典中心であるべきと主張されていたが、大正七年に発行された『現代文読本』ではそうした傾向が徐々に崩れ始め、上級学年も現代文を主とした教育内容に転化していく状況を見ることができるといえる。このような状況の中、古典教材はその収録数を減らすことになったが、そこでどのような作品が教材として相応しいのか、収録されるべき作品や章段を標準化していく動きが生じた。しかし、明治期と昭和戦前期とで国文学史教科書に収録された作品や文例を比較すると、その多くが共通している。こうした古典教材の一貫した内容が、結果として国民常識と呼べるものとなり、人々に広く認知されていったと考えられる。

#### 第六章 明治後半から大正初期における中古文教材—教科書の収録状況を中心に—

明治三四年「中学校令施行規則」、明治三五年「中学校教授要目」で中古文は指導内容から削除することになっているが、実際に教科書を見てみると、多くの中古文教材が収録されていることがわかる。法令上、旧制中学校の教育内容としてふさわしくないとされた中古文であるが、検定はあくまで一つの規準を示したに過ぎず、検定意見に従わなくとも教科書を編纂し、発行することは可能であった。そのため、平易な中古文として認知されていた『今昔物語』や『大鏡』は、明治三七年頃から講読の教科書に収録されるようになっていった。

また、当時の中古文教材を見ると、修身的な内容を含んでおり、徳性の涵養という面で教

育的価値が認められる。その上、中古文を理解することは上級学校へ進学するためには必須の事項であった。入試で中古文やそれに関連した知識が必要となるのであれば、中学校で中古文を教授せざるをえない。そのような理由から中古文は教科書に収録され続けたと考えられる。

## 第七章 「説話文学」教材の変遷—教材としての原点とその展開—

今日「説話文学」として、区分されている『今昔物語』や『十訓抄』といった作品は、中等教育用に編纂された国文学史の教科書の内容から、明治期、史料や修身書としての意味合いを持たされ、教授されていた。このような扱いは大正期も同様であり、国文学史の教科書に「説話文学」の名称が見えるようになったのは昭和八年頃からのことである。また、明治三四年「中学校令施行規則」、明治三五年「中学校教授要目」に基づいて、中古文として扱われる『今昔物語』は講読の教科書に収録できない作品となったが、明治三七年を境に『今昔物語』は教科書に収録されていくことになった。同時期に『大鏡』も教科書に収録される状況が見られるため、平安時代の庶民から貴族に至るまでの生活について、『大鏡』や『今昔物語』を読み解くことによって理解させることができるという教材的価値がこれらの作品にはあったのではないかと指摘した。

## 第八章 『平家物語』『木曾の最期』教材化の変遷

現代の多くの教科書に収録されている『平家物語』『木曾の最期』は、戦前においても教科書に収録されてきた教材となっている。戦前の「木曾の最期」は「源平盛衰記」を出典としており、義仲と兼平との主従愛をテーマとした教材として成立していた。また、昭和初期になると『平家物語』流布本の本文が教科書に収録されるようになり、そこに「豪傑」や「勇婦」として表現される巴が記されていくことになる。そこには昭和初期に求められた理想の女性像を重ね合わせる様子がかがいがい知れる。

戦前に特定の目的のために教材化された作品が、その目的を見失い、教材としての価値が曖昧になってしまっているのにもかかわらず、現在も教材として生き残り続けているものがある。このような戦前に固定化された古典教材を継続して教授していくことの問題について、その一例を明らかにした。

## 第九章 戦前における古典教育の方法—伝統的な言語文化をどう教えたのか—

現代の教科書に収録される古典作品はほぼ固定化しているが、戦前の教科書に収録されていた教材を改めて振り返ってみると、古典を理解させるための様々な方法が見られる。例えば、『徒然草』や『平家物語』に解説文を付与し、作品とともにその解説文を読み解くことによって、その作品の価値について考えられるよう構成した教科書が見られる。ある作品の章段を単に読み解くだけでなく、教材を組み合わせることによって、その作品全体について

考察できるよう工夫された教科書というのが、戦前には見られるのである。また、学習者が理解しやすいよう本文に手を入れるといった操作を行っている教科書も戦前には存在する。

しかし、戦前の時点ですでにくずし字を読む力は衰退してきており、活字化されなければ古典を読むことはできないといった状況も生じていた。古典の世界そのものは多様で広がりをもつものであったとしても、くずし字を読む力がないがゆえに、その価値を感じ取ることができない。戦前において生徒が古典に価値を見出せず、興味をもつことができなかつた原因の一つには、こうした事情が影響していたと推測される。現代を批判的に考える力を生徒に身につけさせるためには、生徒自身、過去を振り返ることができる力を養うことも必要であろう。その過去の様々な書物を読む力を育成する古典教育について、その方法の一端を示した。

## 終章 本研究の成果と課題

戦前の古典教育は全体を通して、法令として設定された「教授要目」があるものの、実際に優先されたのは国語教育の現状であった。「教授要目」に示された内容は、「教授要目」が示される前からその内容に即した動向が見られる。「教授要目」はあくまで国語教育の現状を踏まえた上で、その状況を追認したものといえる。また、国語教育の現状を見るにあたっては、入試制度が与える影響は大きく、入試によって実際の古典教育の内容が規定されていたことは否定できない。さらに、当時の時勢に合った道徳的価値や教育的配慮に基づいて古典作品が教材化される傾向は、戦前を通して見られる傾向である。

また、国文学史は、初期の段階では文体の変遷を理解させるといった文範との関連で教授されていたが、徐々に国民思想の変遷や国民精神の涵養といったことを理解させることに、その教育目標が変化していった。そして国民精神の涵養に寄与する作品を取り上げ、文例を用いながら解説することで、各古典作品に教授すべき価値を付与していったのである。このことは結果として教材の固定化・精選化につながり、特定の古典作品の理解を国民常識へと変貌させていった。

さらに中古文、説話文学、『平家物語』など、現代の教科書に多く収録されている古典教材についても、その原点と変遷に関して考察を行った。戦前も現代と同じ作品を扱っているが、戦前におけるこれらの作品の教材としての価値は現代と異なったものであった。例えば、「木曾の最期」であれば、現代では義仲と兼平との関係を「深い絆で結ばれ合う人間愛」として解釈することが考えられるが、戦前では忠君愛国の精神を植え付けるための物語であった。また、『今昔物語』が歴史を理解するための教材として、『十訓抄』は修身教育といった点から価値を見出されており、他学科との連携を意識した古典教育の状況が見られた。

しかし、明治三五年の教授要目では中古文は教授できないよう記されているが、実際の教科書には中古文が収録されるなど、中古文が入試で出題されている現状を踏まえた教科書が作成されている。こうした状況から、入試を強く意識した古典教育のあり方が教科書レベ

ルで把握できるのである。

以上、入試によって支えられてきた古典教育のあり方や固定化された古典教材の絶対性、そして「役に立つ」古典教育を求める意識の根本について、その相対的な視点や歴史的視座を得るといった本研究の目的は概ね達成できたと考えている。また、今後の課題としては次の二点を挙げたいと思う。一点目は、本研究では戦前の古典教育の全体像をつかむことを主目的としたため、古典作品個々の教材化の変遷については論じきれていない点である。そして二点目は、本研究で得られた歴史的、学術的視座を今日の古典教育の問題にどう活用していくのかという点である。

#### 4 本論文の評価

本論文は、戦前に発行された教科書の編纂状況や古典作品の収録状況、さらに国語教育や国文学関連の雑誌の記事に載る古典教育に関する言説の分析を通して、戦前の旧制中学の古典教育の変遷と実態を明らかにすることを、主な目的としている。

戦前の中学校における古典教育についての先行研究は、法令を基礎とした考察や一部の教科書を分析の対象としたものであった。これに対して、本研究では、国立教育政策研究所教育図書館や東書文庫に所蔵されている中学校の読本や国文学史の教科書のすべてを調査し、その結果をもとに考察を行った。しかも、検定申請本（見本本）と、検定合格本（文部省の検定を経たもの）、供給本（各学校に供給されたもの）を厳密に区分して調査をしている。これは従来の研究ではなかったことであり、多くの時間をかけて得た良質なデータに基づいた分析の信頼性は高い。さらに加えて、国語教育や国文学関係の雑誌記事の国語教育関係者の発言を分析して、法令からだけでは見えてこない、戦前に至るまでの古典教育の「実際」を明らかにしたことは、高く評価できる。

特に注目すべきは国文学史に関する指摘である。国文学史は、明治三四年「中学校令施行規則」によって学科目として設定されることになったが、明治三五年「中学校教授要目」では国文学史は第五年第三学期に毎週三時配当されているだけであった。十分な授業が行えず、明治四四年の「中学校令施行規則」「中学校教授要目」では、国文学史が教育内容から削除された。その後、昭和六年の「中学校教授要目」改正で復活されるまで国文学史は教授されていなかったように法令上は見える。また、中古文（中古文学）は生徒にとって難易度が高いとされ、明治三四年の「中学校令施行規則」により、講読の内容として扱えるのは近古文（中世文学）までとされたため、中古文は国文学史で教えられていたが、その国文学史が廃止されたため、法令上は、中古文は昭和六年まで教授されていなかったように見える。しかし、この間の講読の教科書には中古文が採録されている。なぜなら、国民思想の変遷を理解し、国民精神を涵養するためには、上代文や中古文を含めての国文学史の教授が必要で

あるとの主張も強くあり、それに応える必要があったからである。また高等学校などの上級学校の入試には古典が出題されることが多く、法令上は排除されている中古文も入試対策として学んでおく現実的必要性もあったからである。これは多くの教科書を実見し、教育関係あるいは国文学関係の雑誌記事を調査したからこそ可能となった、新たな発見である。

ただし課題はある。教育図書館や東書文庫に所蔵されていない未見の教科書はまだあり、さらに調査が必要である。そのほか、教科書や教育言説だけで教育現場の「実際」を把握できるのか、中学校の地域差を考慮しないでよいのか、高等女学校における教育も視野に入れるべきではないのか、さらには、国語科のカリキュラムを変化させた主たる動因のさらなる考察が必要であろう、などの課題が審査員から指摘された。また、論文の後半では具体的に中古文、説話文学、『平家物語』の採録の実態を分析しているが、まだ検討すべき作品は多くある。

しかしながら、それらの課題は申請者も自覚しており、また、本論文によって示された申請者の研究能力からすれば、今後達成可能なものである。本論文が、国語教育史に新たな知見を加えたことは確かであり、その意義は決して小さくない。よって、審査員一同、本論文を博士（教育学）の授与にふさわしいものと判断した。

以上